

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年3月4日
【会社名】	株式会社セルシード
【英訳名】	CellSeed Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長谷川 幸雄
【本店の所在の場所】	東京都新宿区原町三丁目61番地
【電話番号】	03-5286-6231
【事務連絡者氏名】	取締役最高財務責任者 管理部門長 細野 恭史
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区原町三丁目61番地
【電話番号】	03-5286-6231
【事務連絡者氏名】	取締役最高財務責任者 管理部門長 細野 恭史
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 500,000,000円 第12回新株予約権 9,328,000円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 2,286,768,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権付社債(第1回新株予約権付社債)】

銘柄	株式会社セルシード第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
記名・無記名の別	無記名式とし、社債券及び新株予約権証券は発行しない。
券面総額又は振替社債の総額	金500,000,000円
各社債の金額	金25,000,000円の1種
発行価額の総額	金500,000,000円
発行価格	額面100円につき金100円
利率	本社債(本新株予約権付社債の社債部分をいう。)には利息を付さない。
利払日	該当事項なし。
利息支払いの方法	該当事項なし。
償還期限	平成30年3月20日
償還の方法	<p>1. 償還金額</p> <p>本社債は、平成30年3月20日(以下、「償還期限」という。)にその総額を額面100円につき金100円で償還する。</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、償還期限までの期間、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還すべき日の2週間以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、以下に記載の割合を残存する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額に乗じた金額で繰上償還することができる。</p> <p>平成26年3月20日から平成27年3月19日までの期間：101.5%</p> <p>平成27年3月20日から平成28年3月19日までの期間：103.0%</p> <p>平成28年3月20日から平成29年3月19日までの期間：104.5%</p> <p>平成29年3月20日から平成30年3月19日までの期間：106.0%</p> <p>(2) 本新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は取締役会)で承認された場合(以下、「組織再編行為」という。)、その選択により、当該組織再編行為効力発生日(当該組織再編行為の日又は当該組織再編行為により企図されている組織再編の効力発生日のいずれか遅い方の日をいう。以下、同じ。)の15営業日前までに事前通知を行った上で、当該通知により指定した償還日(当該組織再編行為効力発生日より前の日とする。)に、残存する本新株予約権付社債の全部又は一部を、額面金額に本欄2(1)に記載の割合に乗じた金額で繰上償還することを当社に請求する権利を有する。</p> <p>(3) 本新株予約権付社債の社債権者は、平成27年3月20日以降、その選択により、当社に対して、償還すべき日の2週間以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。</p> <p>(4) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(5) 償還元金の支払場所</p> <p>株式会社セルシード 人事総務部 東京都新宿区原町三丁目61番地</p>

募集の方法	第三者割当の方法により、全額を次の者に割り当てる。 ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合(以下、「割当予定先」という。)
申込証拠金	該当事項なし。
申込期日	平成26年3月20日(木)
申込取扱場所	株式会社セルシード 人事総務部 東京都新宿区原町三丁目61番地
払込期日	平成26年3月20日(木)
振替機関	該当事項なし。
担保	本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後に当社が今後国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債(会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。)に担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも同法に基づき同順位の担保権を設定する。当社が、本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。
財務上の特約(その他の条項)	本新株予約権付社債には担保付社債等その他一切の財務上の特約は付されていない。

(注)1. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

2. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合は、本社債について期限の利益を喪失する。当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合、本社債権者(本新株予約権付社債を保有する者をいう。以下、同じ。)に対し直ちにその旨を公告する。

- (1) 当社が、いずれかの本社債につき、別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄又は「償還の方法」欄の規定に違背し、30日以内にその履行をすることができないとき。
- (2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (3) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が1億円を超えない場合はこの限りではない。
- (4) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は取締役会において解散(新設合併若しくは吸収合併の場合で、本新株予約権付社債に関する義務が新会社若しくは存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害しないと認められる場合を除く。)の決議を行ったとき。
- (5) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (6) 当社の事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分がなされたとき、競売(公売を含む。)の申立てがあったとき若しくは滞納処分としての差押えがあったとき、又はその他の事由により当社の信用を著しく害する事実が生じたとき。

3. 本社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債権者に対して公告する場合は、当社の定款所定の方法によりこれを公告する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接書面により通知する方法によることができる。

4. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前に本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債総額(償還済みの額を除く。)の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

5. 取得格付

格付は取得していない。

6. 本新株予約権社債に付された新株予約権(以下、本「1 新規発行新株予約権付社債(第1回新株予約権付社債)」において「本新株予約権」という。)の行使指示

当社は、割当予定先の業務執行組合員である株式会社ウィズ・パートナーズ(以下、「ウィズ・パートナーズ」という。)との間で、本新株予約権付社債及び第12回新株予約権に関する投資契約書(以下、「本投資契約」という。)を締結し、以下のとおり合意する。

- (1) 当社は、平成27年3月20日以降、本新株予約権の行使期間の最終営業日から二営業日前までの期間いつでも、ウィズ・パートナーズに対して、累積で本新株予約権8個(元本総額200百万円、新株予約権の目的となる株式154,559株。)を上限として、以下の条件で本新株予約権の行使を書面による通知をもって指示することができ、ウィズ・パートナーズは、当社の指示に応じて、かかる指示のあった日(以下、「行使指示日」という。)から2営業日以内に割当予定先をしてかかる行使を行わせなければならない。

行使指示日に先立つ10連続取引日(行使指示日を含み、終値のない日が当該期間内にあった場合には、当該日を除いた10取引日。以下、同じ。)の東京証券取引所における当社普通株式の出来高加重平均価格(以下、「本基準VWAP」という。)が本新株予約権の転換価額の150%を超過した場合、()累積で本新株予約権付社債の2個(元本総額50百万円、新株予約権の目的となる株式38,639株。)を上限とし、かつ()当該期間の1日平均出来高の20%までの株数(端数は切捨て。以下、同じ。)に相当する個数を当該行使指示日の上限として当社が指示する個数。

本基準VWAPが本新株予約権の転換価額の175%を超過した場合、()上記 に従う新株予約権の行使を含め、累積で本新株予約権付社債の4個(元本総額100百万円、新株予約権の目的となる株式77,279株。)を上限とし、かつ()当該期間の1日平均出来高の20%までの株数に相当する個数を当該行使指示日の上限として当社が指示する個数。

本基準VWAPが本新株予約権の転換価額の200%を超過した場合、()上記 及び に従う新株予約権の行使を含め、累積で本新株予約権付社債の6個(元本総額150百万円、新株予約権の目的となる株式115,919株。)を上限とし、かつ()当該期間の1日平均出来高の20%までの株数に相当する個数を当該行使指示日の上限として当社が指示する個数。

本基準VWAPが本新株予約権の転換価額の225%を超過した場合、()上記 乃至 に従う新株予約権の行使を含め、累積で本新株予約権付社債の8個(元本総額200百万円、新株予約権の目的となる株式154,559株。)を上限として、かつ()当該期間の1日平均出来高の20%までの株数に相当する個数を当該行使指示日の上限として当社が指示する個数。

- (2) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、()割当予定先が別途本新株予約権の行使を請求した日から5営業日以内の期間、()前項に従い当社の指示により割当予定先が本新株予約権の行使を請求した日から5営業日以内の期間、()当社が第12回新株予約権の発行要項の規定に基づき第12回新株予約権の全部の取得を決定した日以降、及び()ウィズ・パートナーズ又は割当予定先が当社の公開していない重要事実(金融商品取引法第166条第1項に定める重要事実をいう。以下、同じ。)又は重要情報取得通知(ウィズ・パートナーズが重要事実又はその恐れのある情報を取得した場合に、ウィズ・パートナーズがかかる情報及びその受領日につき当社に対し通知する書面をいう。)に記載された情報を保有している期間(かかる情報が重要事実と該当しない旨を当社がウィズ・パートナーズに対し書面をもって説明した場合又はかかる情報を当社が公表した場合を除く。)は、ウィズ・パートナーズに対する本新株予約権の行使指示を行うことができない。

7. 繰上償還に関するその他の合意事項

当社が第12回新株予約権の発行要項の規定に基づいて第12回新株予約権を取得する場合若しくは以下のいずれかの事象が発生した日以降いつでも、ウィズ・パートナーズは当社との投資契約に従い、割当予定先が保有する残存する本新株予約権付社債の全部又は一部を、別記「償還の方法」欄2(1)の規定に基づき繰上償還するよう請求することができる。

- (1) 当社普通株式の上場廃止又はその決定
- (2) 当社とウィズ・パートナーズとの間で本新株予約権付社債及び第12回新株予約権に関して締結される本投資契約の当社による重大な違反があった場合（合意された資金用途に従い本新株予約権の発行日より平成27年3月までの各四半期末の現預金残高の維持に関する規約の違反を含む）
- (3) 本投資契約の当社による軽微な違反について、ウィズ・パートナーズから是正を求める通告があり、2週間以内に違反状態が改善されない場合
- (4) ウィズ・パートナーズの事前承諾のない公開買付に関する当社の賛同意見表明

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 (完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。)</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>本新株予約権の目的となる株式の総数は、本社債の元本総額を転換価額(転換価額調整事由が発生した場合は調整後転換価額)で除して得られる最大整数とする。 本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を転換価額(転換価額調整事由が発生した場合は調整後転換価額)で除して得られる最大整数とする。 ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するに当たり用いられる1株当たりの額(以下、「転換価額」という。)は、1株につき1,294円とする。</p> <p>3. 転換価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本欄3(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本欄3(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。)</p> <p>調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下、同じ。)の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合</p> <p>調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p>

本欄 3 (4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行(無償割当ての場合を含む。)する場合

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下、「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

本欄 3 (2) 乃至 の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、無償割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については欄外(注)4の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \frac{\text{調整前転換価額により}}{\text{当該期間内に交付された}}}{\text{調整後転換価額}} \times \text{株式数}$$

(3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満に留まる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。気配値表示を含む。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

	<p>(5) 本欄3(2)の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本欄3(1)乃至(5)により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金500,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄3記載の転換価額（転換価額調整事由が発生した場合は調整後転換価額）とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成26年3月20日から平成30年3月19日までとする。</p> <p>ただし、当社の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日まで、期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時まで、本社債権者の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日までとする。上記いずれの場合も、平成30年3月19日より後に本新株予約権を行使することはできない。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社セルシード 人事総務部 東京都新宿区原町三丁目61番地</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項なし。</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	取得の事由及び取得の条件は定めない。

新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。また、本新株予約権付社債の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 本社債に付する新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計20個の本新株予約権を発行する。

2. 本新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所(以下、本(注)において「行使請求受付場所」という。)に提出しなければならない。

3. 本新株予約権行使の効力発生時期

行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が行使請求受付場所に到着した日に発生する。

4. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

5. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、発行要項及び本投資契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関である株式会社プルータス・コンサルティングの評価報告書の新株予約権に関する評価結果(「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 a 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」を参照)及び本社債の利率、繰上償還、発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

2【新規発行新株予約権証券(第12回新株予約権)】

(1)【募集の条件】

発行数	352個(新株予約権1個につき5,000株)
発行価額の総額	9,328,000円
発行価格	新株予約権1個につき26,500円(新株予約権の目的となる株式1株当たり5.3円)
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期日	平成26年3月20日(木)
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	株式会社セルシード 人事総務部 東京都新宿区原町三丁目61番地
払込期日	平成26年3月20日(木)
割当日	平成26年3月20日(木)
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 新宿通支店 東京都新宿区新宿三丁目14番5号

- (注) 1. 第12回新株予約権(以下、本「2 新規発行新株予約権(第12回新株予約権)」において「本新株予約権」という。)は、平成26年3月4日、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、発行を決議している。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日に上記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとする。
3. 本新株予約権の募集は、第三者割当の方法により、全額を次の者に割り当てる。
ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 (完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。)
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、その総数は、1,760,000株とする(本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数(以下、「交付株式数」という。)は、5,000株とする。)</p> <p>ただし、本欄2乃至4により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的となる株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄3の規定に従って、行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄2に定義する。)の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p> $\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄3に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> <p>3. 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄3(2)及び(5)による行使価額の調整に関し、各調整事由毎に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額(以下に定義する。)に当該行使に係る本新株予約権の交付株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により、当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、1,294円とする。ただし、行使価額は本欄3(1)の定めるところに従い調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本欄3(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本欄3(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。)</p>

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下、同じ。)の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

本欄3(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行(無償割当ての場合を含む。)する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下、「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

本欄3(2)乃至の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、無償割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については欄外(注)3の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により} \quad (\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満に留まる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

	<p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。気配値表示を含む。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 本欄3(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者(本新株予約権を保有する者をいう。以下、同じ。)と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本欄3(1)乃至(5)により行使価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金2,277,440,000円</p> <p>新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の行使価額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成26年3月20日から平成30年3月19日までとする。</p> <p>ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って本新株予約権が取得される場合、取得される本新株予約権については、当該取得に係る通知又は公告で指定する取得日の5営業日前までとする。</p>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社セルシード 人事総務部 東京都新宿区原町三丁目61番地 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 新宿通支店 東京都新宿区新宿三丁目14番5号
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 2. 各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って2週間前に通知又は公告した上で、かかる通知又は公告で指定した取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき発行価額と同額で取得することができる。 2. 当社は、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って通知又は公告した上で、当社取締役会が別途定める日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき発行価額と同額で取得することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 本新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権を行使しようとする新株予約権者は、当社の定める行使請求書（以下、「行使請求書」という。）に、その行使に係る本新株予約権の内容及び数等必要事項を記載して、これに記名捺印した上、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所（以下、「行使請求受付場所」という。）に提出しなければならない。

本新株予約権を行使しようとする場合、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所（以下、「払込取扱場所」という。）の指定する口座に振り込むものとする。

行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、当社による書面による承諾がない限り、その後これを撤回することはできない。

2. 本新株予約権行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、行使請求に必要な書類の全部が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が払込取扱場所の指定する口座に入金された日に発生する。

3. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

4. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

3 【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,786,768,000	19,000,000	2,767,768,000

(注) 1. 払込金額の総額は、第1回新株予約権付社債の払込金額の総額500,000,000円に第12回新株予約権の発行価額の総額9,328,000円及び行使に際して払い込むべき金額2,277,440,000円の合計額2,286,768,000円を合算した金額であります。なお、第12回新株予約権の行使による払込みにつきましては、原則として新株予約権者の判断によるため、第12回新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、第12回新株予約権の行使状況により変更される場合があります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額19,000,000円には、弁護士報酬費用3,000,000円、第三者委員会組成費用1,500,000円、新株予約権等算定評価報酬費用2,800,000円、反社会的勢力との関連性に関する第三者調査機関報酬費用260,000円、有価証券届出書作成費用440,000円、変更登記費用等11,000,000円を予定しております。

(2) 【手取金の使途】

(第1回新株予約権付社債の発行により調達する資金の具体的な使途)

調達する資金の具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
研究開発資金	500	平成26年10月～平成27年9月

研究開発資金の主な内訳

次世代細胞シート再生医療パイプライン(他家軟骨再生シートなど)及び先端的シーズの研究開発費用340百万円、人件費160百万円

(第12回新株予約権の発行及び行使により調達する資金の具体的な使途)

調達する資金の具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
運転資金	500	平成27年1月～平成28年12月
研究開発資金	1,767	平成26年10月～平成29年12月

運転資金の主な内訳

人件費380百万円、本社機能運営費用120百万円など

研究開発資金の主な内訳

次世代細胞シート再生医療パイプライン(他家軟骨再生シートなど)及び先端的シーズの研究開発費用1,130百万円、細胞シート再生医療第1号製品の事業化推進費用220百万円、人件費等に残額

(注) 1. 上記の使途及び金額は、現時点での当社の研究開発方針を前提として、現時点で入手し得る情報に基づき合理的に試算したものであります。このため、今後、当社が研究開発方針を変更した場合あるいは研究開発環境の変化があった場合など、状況の変化に応じて使途又は金額が変更される可能性があります。また、上記の支出予定時期は、研究開発が順調に進捗した場合を前提としており、今後の研究開発の進捗状況に応じて変更される可能性があります。

2. 調達資金を実際に支出するまでは、当該資金は銀行等の安全な金融機関において管理いたします。

3. 新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、新株予約権の行使状況により決定されます。このため、新株予約権の行使により調達する差引手取概算額に変更があり得ることから、上記の調達資金の充当内容は、実際の差引手取額に応じて、各事業への充当金額を適宜変更する場合があります。また、新株予約権の行使が進まず、新株予約権による資金調達が困難になった場合は、手許資金の活用(従来想定していた資金使途の変更を含む)、「戦略投資」対象研究開発計画の見直し、提携企業との共同研究開発等による研究開発費用の分担 公的補助金・助成金の獲得、

再生医療事業における契約金収入の充当、研究開発対象の絞込み等を行い、またその他の手段による資金調達についても検討を行ってまいります。

<資金調達の主な目的>

当社グループ(当社及び連結子会社2社をいいます。)は、日本発の「細胞シート工学」という新しい再生医療技術を基盤として様々な再生医療製品を開発し、「細胞シート再生医療」の世界普及を推進することを使命としております。細胞シート工学は、東京女子医科大学の岡野光夫教授(当社取締役)が世界で初めて創唱した技術で、ばらばらのヒト細胞のみから人体を構成する様々な組織の基本単位(「細胞シート」=有機的に結合したシート状の細胞塊)を人工的に作製することができる再生医療プラットフォーム技術です。細胞シートは現在世界で唯一当社が製品化している「温度応答性細胞培養器材」を用いて作製可能で、生体内で組織として機能する、無縫合で生着するなど、再生医療に有用な様々な特長を有しています。また、細胞シート再生医療とは、細胞シート工学に基づいて作製される細胞シートを用いて先天的又は後天的に機能を喪失した人体組織や臓器を修復・再生することによって、従来の医療技術では治療できない様々な疾患や障害を治療することを目指す革新的な医療アプローチを指します。

当社グループは、上述の使命を果たすために現在2つの事業を展開しております。1つ目の事業は、細胞シート再生医療製品の研究開発・製造・販売を通じて日米欧を始めとする世界各国における細胞シート再生医療の普及を目指す「細胞シート再生医療事業」です。当社グループは、これまでに、角膜再生上皮シート、軟骨再生シートなど複数の開発候補品に取り組んでおります。

2つ目の事業は、細胞シート作製の基礎ツールである温度応答性細胞培養器材とその応用製品等の研究開発・製造・販売を通じて世界各国の大学や研究機関等における再生医療研究開発を支援する「再生医療支援事業」です。

当社グループの将来収益基盤を確立するためには、共同研究先・事業提携先などとの協働による細胞シート再生医療事業及び再生医療支援事業双方における研究開発活動(特に細胞シート再生医療事業における前臨床研究、臨床研究、治験、各国薬事承認取得などの活動)の推進と両事業における製品製造・マーケティング・販売活動の拡充が必要です。但し、いずれの事業もまだ先行投資期にあり、特に細胞シート再生医療製品の研究開発を行う細胞シート再生医療事業はその本質として長期間にわたる多額の研究開発先行投資と幅広い分野に関する学術的知見・スキルの結集を必要としております。このように考えると細胞シート再生医療の世界普及という当社の使命の実現は必ずしも容易なものではないということになりますが、一方で再生医療の産業化を取り巻く環境は追い風の方角に動いております。

特に日本においては、最近その方向性が顕著に現れています。日本における再生医療事業環境の活性化です。例えば、平成25年4月には再生医療の実用化を目指した再生医療推進法が成立し、さらに同年11月には改正薬事法(いわゆる医薬品医療機器等法)と再生医療等安全性確保法が成立しました。医薬品医療機器等法においては、医薬品や医療機器とは別に「再生医療等製品」が新たに定義され、その特性を踏まえた制度(例:条件及び期限付承認制度、いわゆる早期承認制度)が導入されました。また、再生医療等安全性確保法においては、再生医療を3つのカテゴリーに分類して安全性確保を図るリスク別安全性規制が導入された他、細胞加工業(特定細胞加工物の製造を外部委託できる仕組み)が新たに創設されることとなりました。

このような政府の積極的な取組姿勢などが再生医療の産業化にとって追い風となる環境を醸成する中、近時多くの日本企業が再生医療分野あるいはその関連分野への参入意思を明らかにしています。例えば、再生医療の実用化・産業化を目指す企業の集まりである「再生医療イノベーションフォーラム(FIRM)」には70社以上の企業が参加しています(出所:FIRMウェブサイト)。医薬品・医療機器分野は薬事法規制対応の必要性などから一般的に参入障壁が高いとされており、その中でも最先端の技術を活用する再生医療分野はもう一段参入障壁が高くなっていると考えられます。そのような参入障壁を有する再生医療分野あるいはその関連分野への参入を検討している企業にとって、当社グループのような基盤技術・特許・研究開発パイプライン及び薬事法規制対応を含めた経験・ノウハウなどを有する先行企業との提携は、高い参入障壁を乗り越えるための戦略的選択肢の1つになり得ると言うことができます。

以上のような環境動向を踏まえて、平成26年2月に当社は「外部環境の変化を活用した新たな持続的成長モデルの構築」を中期ビジョンとして掲げ、「事業提携」・「戦略投資」・「事業基盤」を3つの柱とする平成26~28年度中期経営計画を発表いたしました。

本計画の第1の柱である「事業提携」については、細胞シート再生医療第1号製品の事業化を目的として、平成26年度における実現を図る計画です。事業提携を通じた細胞シート再生医療製品の事業化は、日本における再生医療関連法規制の整備(例:再生医療等製品の「条件及び期限付承認(早期承認)」制度の創設)によって生じる新しい事業機会の活用や、当社が比較優位を持たない経営資源(機能、スキル、技術)の補完に寄与し、さらに事業家に至る先行投資負担の軽減にもつながるものと期待しております。これまでのところまだ具体化したものはございませんが、現在当社グループは事業提携等に関する交渉を推進しており、引き続きその実現を目指して注力する方針です。

第2の柱である「戦略投資」に関しては、中長期的な企業価値成長を目指した戦略分野への先行投資を積極的に進める計画です。戦略投資領域としては、例えば、他家細胞(治療を受ける方自身以外のヒトから採取した細胞)を原料とする先端的な細胞シート再生医療シーズに関する産学共同研究開発への着手、次世代型の温度応答性細胞培養器材に関

する研究開発の強化、再生医療等安全性確保法に基づく細胞加工受託機会を活用した産学連携体制のさらなる強化などが挙げられます。これらの中でも特に重要なのが、将来の収益の柱となる大型製品の上市を目指した次世代細胞シート再生医療パイプラインの研究開発です。直近の技術革新の進捗(当社の基盤技術である細胞シート工学を活用した基礎研究成果の状況、再生医療製品の原料となる細胞に関する技術革新・法規制整備の動向など)と潜在市場規模の双方を勘案しながら将来の当社収益の柱となり得る次世代細胞シート再生医療パイプラインの研究開発を推進することは、当社企業価値の向上に大きく貢献するものと考えております。

第3の柱である「事業基盤」については、上述の第1・第2の柱の推進基盤となる「組織体制」の強化(人材の補充及び組織体制の拡充)に取り組む方針です。また併せて、エクイティ・ファイナンスなどの金融的手法、公的助成・補助、事業提携などの多様な手段の活用可能性を追求することにより、第1・第2の柱の推進・加速化に必要な「財務基盤」の強化(資金の調達及び安定的資金源の開発)にも引き続き取り組んでまいります。

さて平成24年12月以来の資金調達活動を通じて、当社は当面の運転資金、上述の中期経営計画の第1の柱である「事業提携」の実現につながる既存パイプライン研究開発資金の一部、及び同第2の柱である「戦略投資」の一部(細胞加工受託機会を活用した産学連携体制のさらなる強化など)に関する研究開発資金を確保いたしました。

しかしながら、技術革新の継続的進行と再生医療分野への企業参入が進む環境において当社がさらなる企業価値の向上を実現するためには、将来収益の柱となり得る大型製品の上市を目指した次世代細胞シート再生医療パイプライン研究開発への「戦略投資」に早急に着手しかつそれを強力に推進・加速する必要があります。

このような「戦略投資」の1つとして、当社は今般「他家細胞」を原料とする「軟骨再生シート」の研究開発に着手する方針を固めました。

多くの患者さまが再生医療を受けられるようになるためには、他家細胞(治療を受ける方以外のヒトから採取した細胞)を原料化することが大変重要です。現在世界で実用化されている再生医療製品の多くは自家細胞(治療を受ける方から採取した細胞)を原料としていますが、自家細胞原料の製品はオーダーメイドとなるため大量生産できずどうしても製造コストが高つくこととなります。一方、他家細胞を原料にすることで、大量生産においては製造コストの低減が可能となります。さらに、他家細胞原料であれば、均質な原料細胞を常時確保することが可能となり、将来は必要な時に速やかに必要な細胞シート再生医療製品を生産・提供できるようになる道が拓かれることが期待されます。また、他家細胞原料の課題の1つは免疫拒絶反応(自分自身に由来しない物質を異物として排除しようとする身体の働き)への対応ですが、血管がない部位である軟骨は免疫拒絶反応が穏やかであることで知られています。

高齢化先進国である我が国だけでも、1,000万人とも言われる方々が膝の痛みなどの自覚症状を伴う「変形性膝関節症」に悩んでいるとされており、変形性膝関節症に関する現在の主な治療法はヒアルロン酸注入などの対症療法が中心でありまだ抜本的な治療法が確立されていませんが、当社共同研究先である東海大学医学部(外科学系整形外科)の佐藤正人教授は当社の温度応答性細胞培養器材UpCellを用いて培養した細胞シートの1つである「軟骨再生シート」を膝関節表面に貼ることによって外傷や変性で失われた膝関節軟骨組織を再生することをテーマとする研究に平成16年より取り組まれております。佐藤教授は、平成23年より自家細胞(治療を受ける方自身から採取した細胞)を原料とした軟骨再生シートに関する臨床研究(疾病の原因・病態の理解やその予防・診断・治療方法の改善などを目的として実際の患者さまを対象として実施される医学研究)を進めておられます。

以上のような要素を勘案して、当社は東海大学及び東京女子医科大学と共同でこれまでの研究成果をさらに発展させ、より多くの患者さまへの治療可能性を有する他家軟骨細胞シートの事業化を目指した研究開発に取り組む方針です。

また上述のような「戦略投資」を遂行するためには、研究開発組織体制の拡充が不可欠です。当社は企業参入意欲の増大を背景として再生医療関連研究開発人材の獲得競争が激しくなっている状況であると認識しており、有能な人材の確保も早急な対応が必要な重要な課題の1つとすることができます。

このような中長期的な企業価値向上を目指した研究開発活動の拡充及びそれを支える組織体強化には相応の先行投資資金が必要であり、従って外部環境動向を活用しながら当該必要資金を調達することが経営上重要な課題となっております。

今般当社は、以上の状況を総合的に勘案して、他家軟骨細胞シートの研究開発を中心とした「戦略投資」資金、研究開発組織体制の強化に必要な人件費、細胞シート再生医療第1号製品の事業化推進資金、運転資金の確保を主目的として、第三者割当による転換社債及び新株予約権の発行による資金調達を実施することといたしました。

当社は、第1回新株予約権付社債及び第12回新株予約権の第三者割当による発行(以下、「本資金調達」又は「本第三者割当」といいます。)を通じて上述のような戦略的テーマに関する中長期的研究開発活動を安定的に推進・加速することにより中長期的な企業価値向上を図る方針であり、従って本資金調達は株主の皆様をはじめとするステークホルダー各位の利益に資するものと判断しております。

< 転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行の方法を選択した理由 >

上記「資金調達の主な目的」に記載したとおり、戦略分野への先行投資と安定基盤の確立を同時並行で推進するためには、多額の資金が必要となります。一方、当社の事業はまだ先行投資段階であり、当面、研究開発費等の投下経費が収益を上回る状況が続く見込みです。

先行投資により赤字が続くことが想定される当社の財務状況を勘案すると、当社が金融機関による間接金融で資金を調達することは極めて難しいと考えられます。従って、医薬品開発を計画的に進め、安定的に事業計画を遂行するためにはエクイティ・ファイナンスによる資金調達に依拠せざるを得ない状況にあります。

そのため、昨年度新株予約権の第三者割当を実行し、さらにその後も当社株価推移及び株式市場環境を注視しながら、当社の事業や事業戦略を理解した上で事業構築を支援していただける新たなエクイティ・ファイナンスの割当予定先を対象にした第三者割当による新株や新株予約権付社債、新株予約権等の発行などあらゆる資金調達手段を検討してきました。

このような投資環境下で、今回の割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズから、昨年12月に新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債を組み合わせた事業資金投資の提案があり、その検討を進めました。

その結果、当社が目指す戦略分野への先行投資と安定基盤の確立を同時並行で推進し、あわせて製品価値や企業価値の最大化を実現させるためには、昨年以來比較的堅調に推移している株式市場環境を活用して資金を調達し、戦略分野への先行投資と細胞シート再生医療製品第1号の事業化を促進することが必須であると判断するに至りました。下記のとおり様々な資金調達方法を比較検討した結果、具体的な資金調達としては、転換社債型新株予約権及び新株予約権の組合せが株価に対する過度の下落圧力を回避することで既存株主の利益に配慮しつつ必要資金を調達して中長期的に企業価値の向上を目指すという当社のニーズを充足し得る現時点での最良の選択肢であると判断しました。

<他の資金調達方法と比較した場合の特徴>

公募増資あるいは第三者割当の方法による新株式の発行により資金調達を行う場合、一度に新株式を発行して資金調達が完了させることができる反面、1株当たりの利益の希薄化が一度に発生して新株予約権又は新株予約権付社債の発行と比べて株価への影響が大きくなる可能性が考えられます。一方、本件新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債を組み合わせた資金調達手法は、当社株式の株価・流動性の動向次第で実際の調達金額が当初想定されている金額を下回る可能性があるものの、希薄化懸念は相対的に抑制され、株価への影響の軽減が期待されます。

新株予約権だけに限定した資金調達の場合は、権利行使の状況に応じて一度に希薄化が起こることを避けることはできますが、株価動向如何では当初想定していたタイミングでの資金調達ができない可能性や実際の調達金額が当初想定されている金額を下回る可能性があります。

転換社債型新株予約権付社債だけに限定した資金調達の場合は、開発の進捗に応じて必要な額の資金を調達するという柔軟性を十分に確保することが困難になります。

上述のとおり、当面先行投資による赤字が想定される当社の財務状況から金融機関からの間接金融で資金を調達することは極めて難しいと考えられます。

<当社のニーズに応じ、配慮した点>

株価への影響の軽減

- 行使価額及び転換価額は、割当予定先との協議の結果、本資金調達に係る取締役会の決議があったものとみなされた日（以下「取締役会決議日」といいます。）の前取引日（平成26年3月3日）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値1,294円に固定することと決定いたしました。当該行使価額及び転換価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し、割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。
- 本件の資本増強は、一度に調達予定総額に相当する新株を発行するものではなく、株価の動向等を踏まえ、転換社債の転換や新株予約権が行使されるため、新株発行の場合と比較して、当社株式の供給が一時的に行われ、株式需給が急速に変化することにより株価に大きな影響を与える事態を回避できます。

希薄化の抑制

- 行使価額及び転換価額は一定の金額で固定されており、下方修正されるものではなく、交付株式数が当初の予定よりも増加し、更なる希薄化が生じる可能性はありません。
- 第1回新株予約権付社債に付された新株予約権および第12回新株予約権の行使は、経時的に実行されるため、希薄化は、新株式のみを一度に発行する場合と比べて抑制できると考えられます。
- また、上記のとおり、当初の想定以上の希薄化が生じることはなく、逆に、株価の上昇局面においては本件新株予約権及び本件転換社債型新株予約権の円滑な行使が期待され、既存株主の利益に過度な影響が及ばない形で資金調達を実現することが可能になります。

資本政策の柔軟性

第12回新株予約権については、当社の判断によりその全部または一部を取得することが可能であり、資本政策の柔軟性を確保できます。

段階的・追加的な資金調達

本新株予約権付社債の発行により、短期的には無利息による資金調達を行うと共に、当社の開発進捗及び資金需要に応じて第12回新株予約権の行使により段階的・追加的に資金調達を行うことができます。

< その他配慮した点及びその対策 >

転換社債型新株予約権付社債

本新株予約権付社債については、その特性上、当初は本社債の元本部分の払込みが行われて資金調達を実現できますが、本社債権者が本転換社債型新株予約権を行使しない場合は最終的には当社は社債元本を償還する義務を負い当該償還のための資金を調達する必要があります。ただし、株価が行使価額の一定以上（150%）に上昇した場合には、割当予定先との本投資契約に基づき、当社が本社債権者に対して第1回新株予約権付社債に付された新株予約権の行使を請求することができることとなっており、その場合には、社債の株式（資本勘定）への転換が進み、将来の償還金額が減少するとともに、負債が削減され、自己資本の強化が可能になります。

新株予約権

新株予約権の特性上、新株予約権者が保有する新株予約権を行使しない場合は、当該新株予約権に係る払込金額の払込みが行われなため、結果として実際の調達金額が当初想定していた調達金額を下回る可能性があります。特に、株価が行使価額よりも下落する局面においては本新株予約権の行使が期待し難くなりますが、既存株主保護の観点ではこれらは過度の希薄化の抑制及び株価への影響の軽減に資することになります。

< 資金使途の合理性に関する考え方 >

当社は、本資金調達は、「4. 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」に記載する使途に充当することにより、当社の細胞シート再生医療における研究開発を進展させ、将来に向けて事業の拡大、収益向上及び財務基盤の強化を図ることが可能となり、企業価値及び株式価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合

名称	ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合	
所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー36階	
設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号、その後の改正を含む。)	
組成目的	高齢化の進展、医療費の増大、癌をはじめとする難治性疾患の克服といった日本を含めた先進国の社会、生活環境を脅かす問題を解決し、尊い命を守り、より健やかな生活を実現するために、独創的な科学上の発見や技術革新をもとに医薬品開発を進める企業に投資をすることを目的として本組合は組成されました。	
組成日	平成23年4月28日	
出資額の総額	5,320,000,000円	
主たる出資者及び出資比率	1. 37.59% 独立行政法人中小企業基盤整備機構 上記以外に10%以上の出資者はありません。 2. 6.95% ウィズ・パートナーズ(本組合の業務執行組合員です。)	
業務執行組合員の概要	名称	株式会社ウィズ・パートナーズ
	所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー36階
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長CEO 安東 俊夫
	事業内容	1. 国内外のライフサイエンス(バイオテクノロジー)分野・IT(情報通信)分野などを中心とした企業に対する投資・育成 2. 投資事業組合の設立及び投資事業組合財産の管理・運用 3. 経営全般に関するコンサルティング 4. 第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業
	資本金	1億円
	主たる出資者及び出資比率	1. 74.5% クワイエットアルファ投資事業有限責任組合 2. 25.5% クワイエットベータ投資事業有限責任組合
当社と当該ファンドとの関係	当社と当該ファンドとの関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社から当該ファンドは直接・間接問わず出資はありません。
	当社と業務執行組合員との関係	当社と当該ファンドの業務執行組合員の間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの業務執行組合員並びに当該ファンドの業務執行組合員の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	該当事項はありません。

c 割当予定先の選定理由

当社の複数の開発品を他社との提携に依存せず開発していくためには、今後数年間にわたって相応の研究開発資金が必要となります。

当社は、従前から、バイオ・ヘルスケア部門に精通し、当社の事業方針及び今後の事業展開について賛同・協力いただける先を探索してまいりました。併せて、当社の事業戦略を理解し、事業構築を支援していただける先を割当対象とする第三者割当による資金調達手段を検討してまいりました。

このような中で、今回の割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズから、転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権を組み合わせた投資提案があり、その検討を進めてきた次第です。

今回の割当予定先であるウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合は、同ファンドの業務執行組合員であるウィズ・パートナーズが創設したファンドであります。ファンド自体は純投資を目的としているものの、業務執行組合員であるウィズ・パートナーズは、日本におけるバイオベンチャー黎明期である平成11年よりバイオ・ヘルスケア分野への投資を本格的に開始し、また国内外(日本、米国、ドイツ、フランス、イスラエル、韓国等)の投資先30社程度への投資実績を残してきております。このように、ウィズ・パートナーズは、バイオ・ヘルスケア分野への投資において豊富な実績を有しており、また経営幹部の専門性につきましても、当社は略歴、面談等を通じてバイオ・ヘルスケア産業並びに事業経営等に精通していることを確認しております。さらに、経営状況につきましても、金融商品取引業者(関東財務局(金商)第2590号)に登録されていることに加え、財政面でも有利子負債がなく資本も充実していること等から、独立系のファンドとして高い信用と安定した経営基盤を持つ会社であると考えております。

同社の運営するファンドのうち、ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合の組成目的は、同組合契約書によれば、「尊い命を守り、より健やかな生活を実現するために、独創的な科学上の発見や技術革新をもとに医薬品開発を進める企業に投資をすること」であり、当社の事業内容及び事業方針はこの組成目的に合致することから、当社は当ファンドを割当予定先として選択いたしました。

ウィズ・パートナーズは、当社の事業戦略とその推進のための安定資金確保の必要性について深いご理解をいただいております。加えて、当社の企業価値をさらに高めるため、同社が有する国内外の幅広いネットワークを活用した製薬企業等とのアライアンス、当社とシナジー効果のある技術や新規開発品の探索あるいはIRを含めた経営面でのサポートを行っていただくことを予定しております。

d 割り当てようとする新株予約権の目的となる株式の数

ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合 2,146,398株

e 株式等の保有方針

割当予定先であるウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合は、生命及び健康な生活に資する企業の価値向上を主たる利益の対象として組成され、当社に対する投資については、当社の医薬品開発の資金に充当するほか、同ファンドの業務執行組合員であるウィズ・パートナーズを通して製薬企業等との業務提携等、当社の企業価値向上に資する施策の支援をいただく予定であります。割当予定先は原則として取得した当社株式を中長期保有する意思を有しておらず、市場動向、投資家の需要、提携先の意向等を勘案しながら売却するとの方針であることを、また、単なる投資の回収を目的として新株式を市場で売却するのではなく、当社と事業上のシナジー効果が見込まれる先あるいは当社の安定株主となり得る先への譲渡を可能な限り模索し、資本構成の最適化を通じて、株式市場における評価を高めていく目標である旨、口頭で確認しております。ただし、割当予定先は、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、市場への影響に十分配慮しつつ、インサイダー取引規制なども考慮した上で、保有株式を市場において売却する可能性があります。割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズは、当社の事業開発に協力する過程において、一定の期間、インサイダー取引規制に服することから、株式市場での売却機会は限定されているものと当社は考えております。

なお、当社と割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズとの間で締結する本投資契約には、以下の条項が含まれております。

() 当社は、本払込日から4年間、又は割当予定先が第1回新株予約権付社債及び第12回新株予約権もしくは当社の普通株式の全部もしくは一部を保有している間のいずれか短い期間において、以下の事項を決定又は承認しようとする場合には、事前に(当社の取締役会又は株主総会により承認を行う場合は、かかる取締役会及び株主総会のいずれの開催より前をもって「事前」とする。本条において、以下同じ。)、ウィズ・パートナーズとの間で協議を行い、かつ、同社の書面による承認を得なければならない。

(1) 組織再編行為(当社が消滅会社となる合併、又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転、又は吸収分割若しくは新設分割)

(2) 解散又は破産、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始若しくはその他の倒産手続開始の申立て

(3) 当社の株式等を対象とする公開買付に関する意見表明

() 当社は、本契約締結日から4年間、又は割当予定先が第1回新株予約権付社債及び第12回新株予約権もしくは当社の普通株式の全部もしくは一部を保有している間のいずれか短い期間において、以下の各号のいずれかに該当する場合、株式(種類を問わない。)及び新株予約権(目的である株式の種類を問わない。)の発行を決定しようとする場合には、事前に、ウィズ・パートナーズとの間で協議を行い、かつ、ウィズ・パートナーズの書面による承認を得なければならない。

(1) ウィズ・パートナーズが当社に対し追加の投資を提案しそれを撤回していない場合に、ウィズ・パートナーズが当社に対し提案する当該追加投資の条件よりも以下のいずれかに該当する他社にとって有利な条件でありかつ以下のいずれかに該当する条件で投資を行う提案が他社からあるとき。

株式の発行価格、新株予約権付社債の転換価額、又は新株予約権の行使価額が低いこと

担保付新株予約権付社債であること

(2) 転換価額修正条項付の新株予約権付社債又は行使価額修正条項付の新株予約権を発行する場合。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する財産の存在については、ウィズ・パートナーズから、ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合は平成26年3月3日現在で運用余力総額が5.9億円ある旨の報告を受けております。なお、ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合の組合契約では、その出資の方法がキャピタル・コールによるもので、本資金調達の発表後に資金を同ファンドの各投資家に請求することとなっております。当社は、同ファンドの投資家の名称及びその出資約束金額、並びにかかるキャピタル・コールを含む契約諸条件、本日以前の同ファンドの各投資家のキャピタル・コールの履行状況、ウィズ・パートナーズについては同社の預金残高により出資に要する資金を保有していることを確認しております。

以上により、第1回新株予約権付社債発行に係る払込金額及び第12回新株予約権発行に係る払込金額相当分の払込みに支障はないと判断しております。

g 割当予定先の実態

当社は、割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズ及びその代表者が、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係の有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社トクチョーに調査を依頼し、照会を行った結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の該当報告はありませんでした。ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合の主たる出資者についても、独立行政法人中小企業基盤整備機構については、同機構ホームページの「中小企業基盤整備機構「反社会的勢力に対する基本方針」について」により、反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力の不当な要求に対しては組織全体として断固たる姿勢で拒絶し、法的対応を行う方針である旨確認いたしました。また、その他の出資者についても、株式会社トクチョーに調査を依頼し、照会を行った結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の該当報告はありませんでした。

なお、当社は、割当予定先関係者が暴力団等とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

2【株式等の譲渡制限】

割当予定先であるウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合が、第1回新株予約権付社債及び第12回新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、新株予約権の行使により交付された当社普通株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3【発行条件に関する事項】

a 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

第1回新株予約権付社債の転換価額及び第12回新株予約権の行使価額につきましては、割当予定先であるウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズとの間での協議を経て、本資金調達に係る取締役会決議日の前取引日(平成26年3月3日)の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値1,294円を基準株価として、以下のとおりいたしました。

銘柄	転換価額又は行使価額並びにその算定根拠
第1回新株予約権付社債	1,294円(基準株価に1.00を乗じた金額)
第12回新株予約権	1,294円(基準株価に1.00を乗じた金額)

本資金調達の発行価額の算定方法について、取締役会決議日の前取引日終値を参考値として採用いたしましたのは、過去の特定期間における終値平均値にあつてはその時々々の経済情勢、株式市場を取り巻く環境、当社の経営・業績動向など様々な要因により株価が形成されていることから、過去1か月平均、3か月平均、6か月平均といった過去の特定期間の終値平均を参考とするよりも、平成26年2月14日付「平成25年12月期 決算短信」において公表した直近の期末決算の状況並びに平成26年2月14日付「中期経営計画(平成26年12月期～平成28年12月期)」の内容を踏まえて形成されていると考えられる取締役会決議日の前取引日終値を参考とすることが、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。

なお、参考までに、第1回新株予約権付社債の転換価額及び第12回新株予約権の行使価額は、本件第三者割当に係る取締役会決議日の前営業日を基準とした過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の平均株価1,925円に対し48.8%のディスカウント、過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の平均株価1,739円に対し34.4%のディスカウント、過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の平均株価1,524円に対し17.8%のディスカウントとなっております。

当社は、第1回新株予約権付社債の発行条件並びに第12回新株予約権の発行価額の決定に当たっては、公正性を期すため、独立した第三者機関である株式会社ブルーアス・コンサルティングに対して価値算定を依頼し、一定の前提、すなわち、株価(取締役会決議日の前営業日の株価)、配当率(0%)、権利行使期間(第1回新株予約権付社債及び第12回新株予約権ともに4年間)、無リスク利率率(0.142%)、株価変動性(73.24%)、当社及び割当予定先の行動として合理的に想定される仮定(イ)第1回新株予約権付社債については、割当予定先は当社株価が転換価額の125%を上回っている場合随時転換を行い取得した株式を市場において売却すること。(ロ)第12回新株予約権については、当社株価が行使価額を上回っている場合、随時権利行使を行い、市場への影響に留意して売却すること。(ハ)また、当社は、割当日以降当社普通株式の終値が行使価額の250%以上となった場合には、残存する第1回新株予約権付社債及び第12回新株予約権を早期償還条項及び取得条項に基づいて全て取得すること。)、その他発行条件及び割当予定先との間で締結する予定の本契約に定められた諸条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。

その上で、当社は、第1回新株予約権付社債の実質的な対価(額面100円当たり100円)と株式会社ブルーアス・コンサルティングの算定した公正価値(額面100円当たり97円)を比較した上で、実質的な対価が公正価値を下回る水準ではなく、第1回新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

以上のことから、当社は第1回新株予約権付社債及び第12回新株予約権の発行条件は、適正かつ妥当であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。また当社監査役全員(社外監査役2名を含む)は、下記の各点に鑑み、第1回新株予約権付社債及び第12回新株予約権の発行条件が特に有利な金額には該当しないと取締役会の判断を妥当とする旨の意見を述べております。

- ・ 本件発行においては、新株予約権付社債及び新株予約権の発行実務並びにこれらに関連する法律・財務問題に関する知識・経験が必要であると考えられ、株式会社ブルーアス・コンサルティングがかかる専門知識・経験を有すると認められること。
- ・ 株式会社ブルーアス・コンサルティングは当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から独立していると認められること。
- ・ 株式会社ブルーアス・コンサルティングは、一定の条件(株価、権利行使期間、無リスク利率率、株価変動性、当社及び割当予定先の行動として合理的に想定される仮定、平均売買出来高、割引率、その他第1回新株予約権付社債

及び第12回新株予約権の発行条件及び割当予定先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件)の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していること。

また、本第三者割当は、下記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、大規模な第三者割当に該当するものではありませんが、当社は、直近の第三者割当との間隔も踏まえて、本第三者割当の必要性及び相当性に関する当社の経営者から一定程度独立した者による意見を入手するため、当社から独立した弁護士(中村・角田・松本法律事務所山田和彦氏)及び当社社外監査役2名(弁護士澤井憲子氏、公認会計士山口十思雄氏)の計3名で構成される第三者委員会(以下「本委員会」といいます。)を設置し、本第三者割当が当社にとって必要性及び相当性を有しているかを検討し、意見を述べることを諮問しました。

当社は、本委員会に対して、当社の事業及び再生医療業界の現状、当社の財務状況、本第三者割当取引検討の経緯、今回の割当予定先の選定理由、割当予定先と締結する投資契約の内容、資金使途の概要、資金調達手段の相当性、本第三者割当の払込金額、本第三者割当による希薄化の規模並びにその他必要と思われる事項等に関して当社の見解を説明するとともに、本委員会からの質問に対して回答を行いました。本委員会は、当社からの上記説明・回答を踏まえ、慎重に審議・検討を行いました。

その結果、本委員会は、平成26年3月4日付で当社の取締役会に対して、一定の前提の下に、当社を取り巻く環境動向を踏まえた当社の中期経営計画と、将来収益の柱を育てるべく、中長期的な「戦略投資」として、「他家細胞」を原料とする「軟骨再生シート」の研究開発に新たに着手しこれを推進するべきとの当社の経営方針について、一見して不合理な点は認められないこと、割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズのバイオ・ヘルスケア分野への投資実績及び企業価値向上を目指した経営面でのサポートに期待して、当社がウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合を割当予定先として選定した判断のプロセス及びその内容に、一見して著しく不合理な点は認められないこと、本第三者割当により調達予定の資金について、当社には、具体的な充当計画が存するものと認められ、これらの資金使途が一見して不合理であると認められる事情もなく、当社には資金調達の必要性があると思料されること、当社の財務状況や株価への影響可能性等に照らすと他の資金調達手段ではなく本第三者割当の方法を選択することに相当性が認められること、第三者算定機関による価値算定などに基づく発行条件等の決定プロセスに一見して不合理な点は見当たらないこと、旺盛な資金需要を背景として、本第三者割当により一時的な株式の希薄化は見込まれるものの、中長期的な観点からは既存株主の利益につながるとの当社の判断が一見して著しく不合理であるとみられる事情は見当たらず、希薄化の規模が格別不合理であるとは認められないこと等に鑑み、本第三者割当による資金調達について、必要性及び相当性を認める旨の意見書を提出しております。

当社取締役は、本委員会から提出された意見を最大限尊重して、当社企業価値・株主価値の向上、本第三者割当に係る発行条件の公正性の確保などの観点から慎重な検討を行い、上述の内容の判断に基づき本第三者割当を行うことに同意いたしました。

b 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

第1回新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により新たに発行される予定の株式数は最大で386,398株であります。また、第1回新株予約権付社債については、平成27年3月20日以降、当社の判断により残存している当該新株予約権付社債の全部又は一部を繰上償還することが可能であり、希薄化を抑制できる仕組みになっております。

第12回新株予約権の行使により発行される予定の株式数は最大で1,760,000株であります。第12回新株予約権については、当社の判断により残存している当該新株予約権の全部を取得することが可能となっており、希薄化を抑制できる仕組みになっております。

上記のとおり、第1回新株予約権付社債及び第12回新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ386,398株、1,760,000株、合計2,146,398株となっており、これは平成26年1月31日現在の発行済株式総数8,674,419株(総議決権数86,702個)に対して、合計24.74%(議決権比率24.75%)の割合で希薄化が生じます。しかし、長期かつ安定的な投資資金を調達し、財務基盤を強化することによって、自社主導で開発プロジェクトを計画的に推進し、製品価値の向上を図ることを目的とする今回の第三者割当による第1回新株予約権付社債及び第12回新株予約権の募集は、当社の企業価値及び株式価値の向上を図るためには必要不可欠な規模及び数量であると考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

第1回新株予約権付社債及び第12回新株予約権の全てが行使された場合の発行株式数は、それぞれ386,398株、1,760,000株、合計2,146,398株となり、平成26年1月31日現在の発行済株式総数8,674,419株(総議決権数86,702個)に対して、合計24.74%(議決権比率24.75%)の割合で希薄化が生じます。本第三者割当は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当には該当しません。

なお、第1回新株予約権付社債に付された新株予約権及び第12回新株予約権の行使により発行される株式数の最大数(2,146,398株)と直近の第三者割当(第10回・第11回新株予約権)により発行された株式数(1,674,000株)とを合算し

た場合、合計で3,820,398株となり、平成26年1月31日現在の発行済株式総数8,674,419株(総議決権数86,702個)に対して合計44.04%(議決権比率44.06%)となることが見込まれますが、第10回・第11回新株予約権の第三者割当は、平成25年9月2日に行われており、本有価証券届出書の提出日前6月以内に行われたものではないため、本第三者割当は、大規模な第三者割当には該当しません。

なお、「5 第三者割当後の大株主の状況」に記載のとおり、割当予定先が第1回新株予約権付社債及び第12回新株予約権の全てを転換及び行使し、取得した株式を継続して保有した場合には、議決権比率は最大で19.81%となります。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
ウィズ・ヘルスケアPE 1号投資事業有限責任組 合	東京都港区愛宕二丁目5番 1号	-	-	2,146,398	19.84
日本トラスティ・サービ ス信託銀行株式会社(信 託口)	東京都中央区晴海一丁目8 番11号	450,200	5.19	450,200	4.16
日本マスタートラスト信 託銀行株式会社(信託 口)	東京都港区浜松町二丁目11 番3号	310,600	3.58	310,600	2.87
ファストトラックイニシ アティブ1号投資事業有 限責任組合	東京都文京区本郷四丁目1 番4号	290,000	3.34	290,000	2.68
大日本印刷株式会社	東京都新宿区市谷加賀町一 丁目1番1号	147,100	1.70	147,100	1.36
オリンパス株式会社	東京都渋谷区幡ヶ谷二丁目 43番2号	147,000	1.70	147,000	1.36
岡野 光夫	千葉県市川市	138,000	1.59	138,000	1.28
長谷川 幸雄	千葉県市川市	136,000	1.57	136,000	1.26
小池 克昌	埼玉県深谷市	132,000	1.52	132,000	1.22
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目 4番	130,800	1.51	130,800	1.21
計	-	1,881,700	21.70	4,028,098	37.24

- (注) 1. 募集前の所有議決権数の割合は、平成25年12月31日現在の議決権数に、平成26年1月31日までに行使された新株予約権505,000株を単元株式数(100株)で除した数(5,050個)を加算して算出してあります。
2. 募集後の所有議決権数の割合は、募集前の議決権数をもとに、第1回新株予約権付社債及び第12回新株予約権が全て転換及び行使されかつ売却されずにそのまま保有された場合に増加する株式を加えて算出してあります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1．事業等のリスクについて

組込情報である第12期事業年度に係る有価証券報告書および第13期事業年度に係る四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成26年3月4日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について重要な変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等の記載には、将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、本有価証券届出書提出日（平成26年3月4日）現在においても変更の必要はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

2．臨時報告書の提出について

組込情報である第12期有価証券報告書の提出日（平成25年3月29日）以降、本有価証券届出書提出日（平成26年3月4日）までの間において、下記の臨時報告書を提出しています。

（平成25年4月1日提出の臨時報告書）

1 [提出理由]

平成25年3月28日開催の第12期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 株主総会が開催された年月日
平成25年3月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役として、長谷川幸雄、細野恭史、清水忠一、岡野光夫、木村廣道を選任する。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役として、小林一郎、澤井憲子、山口十思雄を選任する。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、清水忠一を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 取締役5名選任の件					
長谷川 幸雄	25,169	100	0	(注)	可決 99.60
細野 恭史	25,158	111	0		可決 99.55
清水 忠一	25,123	146	0		可決 99.41
岡野 光夫	25,181	88	0		可決 99.64
木村 廣道	25,181	88	0		可決 99.64
第2号議案 監査役3名選任の件					
小林 一郎	25,122	147	0	(注)	可決 99.41
澤井 憲子	25,177	92	0		可決 99.63
山口 十思雄	25,173	96	0		可決 99.61
第3号議案 補欠監査役1名選任の件				(注)	
清水 忠一	25,094	177	0		可決 99.30

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

(平成25年8月5日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社および当社グループの財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および第19号の規定に基づき提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 特別損失の計上

当該事象の発生年月日

平成24年6月30日

当該事象の内容

当社は当社の希望退職募集に伴い特別退職金の給付が発生いたしました。

当該事象の損益および連結損益に与える影響額

平成24年12月期第2四半期連結累計期間の個別決算ならびに連結決算において、特別退職金50百万円を特別損失として計上いたしました。

(2) 営業外損失の計上

当該事象の発生年月日

平成25年3月30日

当該事象の内容

円安の影響を要因とする為替差損が発生いたしました。

当該事象の損益および連結損益に与える影響額

平成25年12月期第1四半期累計期間の個別決算ならびに連結決算において、為替差損17百万円を営業外損失として計上いたしました。

(平成25年8月13日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社および当社グループの財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および第19号の規定に基づき提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該事象の発生年月日

平成25年6月30日

(2) 当該事象の内容

円安の影響を要因とする為替差損が発生いたしました。

(3) 当該事象の損益および連結損益に与える影響額

平成25年12月期第2四半期累計期間の個別決算ならびに連結決算において、為替差損39百万円を営業外損失として計上いたしました。

(平成25年11月13日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社および当社グループの財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および第19号の規定に基づき提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 売上高の計上

当該事象の発生年月日

平成25年9月30日

当該事象の内容

平成25年3月公表「販売承認申請の取り下げを含めた欧州角膜再生上皮シート開発・事業化計画の再編成に関するお知らせ」にて記載の欧州における角膜再生上皮シート開発計画見直しの一環として実施したGENESIS Pharma SAとの販売提携契約の解消に伴い、契約締結時(平成19年)に獲得済みの一時金の売上高計上が発生いたしました。

当該事象の損益および連結損益に与える影響額

平成25年12月期第3四半期連結累計期間の個別決算ならびに連結決算において、一時金16百万円を売上高として計上いたしました。

(2) 営業外損失の計上

当該事象の発生年月日

平成25年9月30日

当該事象の内容

円安の影響を要因とする為替差損が発生いたしました。

当該事象の損益および連結損益に与える影響額

平成25年12月期第3四半期累計期間の個別決算ならびに連結決算において、為替差損47百万円を営業外損失として計上いたしました。

(平成26年2月14日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社および当社グループの財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および第19号の規定に基づき提出するものであります。

2 [報告内容]

営業外損失の計上

当該事象の発生年月日

平成25年12月31日

当該事象の内容

円安の影響を要因とする為替差損が発生いたしました。

当該事象の損益および連結損益に与える影響額

平成25年12月期連結会計年度の個別決算ならびに連結決算において、為替差損84百万円を営業外損失として計上いたしました。

3 最近の業績の概要

(1) 第13期連結会計年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）の業績の概要

平成26年2月14日開催の取締役会で承認し、公表された第13期連結会計年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）に係る連結財務諸表は以下のとおりであります。金額については、千円未満を切捨てて表示しております。

ただし、この連結財務諸表は「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成したものではありません。

なお、この連結財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

連結財務諸表

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当連結会計年度 (平成25年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	239,525	2,688,727
売掛金	6,804	9,959
商品及び製品	8,798	7,913
仕掛品	7,754	6,885
原材料	376	388
前渡金	20,428	1,000
前払費用	35,679	21,602
その他	13,367	11,212
流動資産合計	332,734	2,747,688
固定資産		
有形固定資産		
建物	20,101	5,018
機械及び装置	32,693	32,693
工具、器具及び備品	37,586	37,655
減価償却累計額	90,381	75,366
有形固定資産合計	-	-
投資その他の資産		
その他	41,515	36,938
投資その他の資産合計	41,515	36,938
固定資産合計	41,515	36,938
資産合計	374,250	2,784,627
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,543	867
未払金	57,956	50,999
未払法人税等	2,146	19,719
前受金	174,891	160,021
賞与引当金	14,895	-
その他	11,009	16,716
流動負債合計	262,442	248,324
固定負債		
長期前受金	16,984	-
固定負債合計	16,984	-
負債合計	279,427	248,324

(単位:千円)

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当連結会計年度 (平成25年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,413,696	4,877,807
資本剰余金	3,393,696	4,857,807
利益剰余金	6,704,435	7,289,024
自己株式	47	201
株主資本合計	102,909	2,446,390
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	11,472	83,599
その他の包括利益累計額合計	11,472	83,599
新株予約権	3,386	6,312
純資産合計	94,823	2,536,302
負債純資産合計	374,250	2,784,627

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
(連結損益計算書)

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
売上高	75,155	105,769
売上原価	41,055	53,426
売上総利益	34,100	52,342
販売費及び一般管理費		
研究開発費	1,461,583	1,228,408
その他	2,418,783	2,358,385
販売費及び一般管理費合計	880,366	586,793
営業損失()	846,266	534,450
営業外収益		
受取利息	47	90
補助金収入	35,881	80,335
その他	3,076	1,000
営業外収益合計	39,005	81,426
営業外費用		
株式交付費	2,273	8,812
為替差損	32,564	84,197
支払手数料	-	35,886
その他	132	-
営業外費用合計	34,970	128,896
経常損失()	842,231	581,921
特別損失		
減損損失	3,977	-
特別退職金	51,034	-
本社移転費用	8,640	-
特別損失合計	69,444	-
税金等調整前当期純損失()	911,676	581,921
法人税、住民税及び事業税	1,620	2,667
法人税等合計	1,620	2,667
少数株主損益調整前当期純損失()	913,296	584,588
少数株主利益	-	-
当期純損失()	913,296	584,588

(連結包括利益計算書)

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
少数株主損益調整前当期純損失()	913,296	584,588
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	42,543	95,072
その他の包括利益合計	42,543	95,072
包括利益	870,753	489,516
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	870,753	489,516
少数株主に係る包括利益	-	-

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,198,225	3,178,225	5,791,139	47	585,263
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	215,470	215,470			430,941
当期純損失（ ）			913,296		913,296
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	215,470	215,470	913,296		482,354
当期末残高	3,413,696	3,393,696	6,704,435	47	102,909

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	54,015	54,015	3,124	534,372
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				430,941
当期純損失（ ）				913,296
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	42,543	42,543	261	42,805
当期変動額合計	42,543	42,543	261	439,549
当期末残高	11,472	11,472	3,386	94,823

当連結会計年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,413,696	3,393,696	6,704,435	47	102,909
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	1,464,111	1,464,111			2,928,223
当期純損失()			584,588		584,588
自己株式の取得				153	153
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	1,464,111	1,464,111	584,588	153	2,343,481
当期末残高	4,877,807	4,857,807	7,289,024	201	2,446,390

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	11,472	11,472	3,386	94,823
当期変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)				2,928,223
当期純損失()				584,588
自己株式の取得				153
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	95,072	95,072	2,925	97,997
当期変動額合計	95,072	95,072	2,925	2,441,479
当期末残高	83,599	83,599	6,312	2,536,302

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	911,676	581,921
減価償却費	5,763	1,389
減損損失	9,770	-
受取利息	47	90
為替差損益(は益)	36,786	4,330
補助金収入	35,881	80,335
株式交付費	2,273	8,812
特別退職金	51,034	-
支払手数料	-	35,886
売上債権の増減額(は増加)	4,670	3,155
たな卸資産の増減額(は増加)	2,432	1,741
前渡金の増減額(は増加)	3,154	19,428
その他の流動資産の増減額(は増加)	26,046	21,493
仕入債務の増減額(は減少)	276	676
未払金の増減額(は減少)	39,852	28,628
賞与引当金の増減額(は減少)	14,895	14,895
前受金の増減額(は減少)	112,500	39,691
長期前受金の増減額(は減少)	-	16,984
その他の流動負債の増減額(は減少)	31,845	21,970
小計	760,874	560,099
利息の受取額	39	72
補助金の受取額	46,085	62,252
特別退職金の支払額	51,034	-
法人税等の支払額	4,210	1,736
営業活動によるキャッシュ・フロー	769,994	499,510
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	9,320	-
敷金の差入による支出	4,495	7,300
敷金の回収による収入	497	14,534
差入保証金の差入による支出	16,725	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	30,043	7,233
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	170,000	-
新株予約権の行使による株式の発行による収入	257,882	2,345,888
新株予約権の発行による収入	3,439	540,681
自己新株予約権の取得による支出	2,256	-
自己株式の取得による支出	-	153
財務活動によるキャッシュ・フロー	429,065	2,886,416
現金及び現金同等物に係る換算差額	9,360	55,061
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	361,610	2,449,201
現金及び現金同等物の期首残高	601,136	239,525
現金及び現金同等物の期末残高	1 239,525	1 2,688,727

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

CellSeed France SARL

CellSeed Europe Ltd.

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

a 商品

先入先出法

b 製品、原材料

総平均法

c 仕掛品

個別法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法(ただし、建物(附属設備を除く)については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

機械及び装置 12～17年

工具、器具及び備品 2～8年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 連結財務諸表の作成の基礎となった連結会社の財務諸表の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクが負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

（減価償却方法の変更）

当社は、法人税の改正に伴い、当連結会計年度より、平成25年1月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

この変更による、当連結会計年度の営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失への影響はありません。

（表示方法の変更）

（連結貸借対照表関係）

前連結会計年度まで区分掲記しておりました「敷金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結財務諸表において、「投資その他の資産」の「敷金」に表示していた23,177千円は「その他」として組み替えております。

（追加情報）

該当事項はありません。

（連結貸借対照表関係）

該当事項はありません。

(連結損益計算書関係)

1 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
給与手当	114,300千円	54,034千円
賞与	6,974千円	14,201千円
支払報酬	164,275千円	30,589千円
委託開発費	67,541千円	71,383千円
消耗品費	22,759千円	23,023千円

2 その他の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
役員報酬	66,495千円	47,220千円
給与手当	84,717千円	62,753千円
賞与	8,271千円	15,449千円
支払報酬	60,234千円	48,482千円
特許関連費	56,042千円	63,242千円

3 当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

前連結会計年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

(1) 減損損失を認識した資産

用途	種類	場所
共用	建物 工具、器具及び備品、他	株式会社セルシード 本社 東京都新宿区

(2) 減損損失の認識に至った経緯

継続的に営業損失を計上しており、かつ将来キャッシュ・フローの見積もり総額が各資産グループの帳簿価額を下回るため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失の金額

種類	金額（千円）
建物	8,470
機械及び装置	1,300
計	9,770

(4) 資産のグルーピングの方法

事業別セグメントに基づきグルーピングを行っております。

(5) 回収可能価額の算定方法

使用価値により測定しており、回収可能価額を零として評価しております。

当連結会計年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当連結会計年度末 (千株)
普通株式	5,446	562	-	6,008

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

平成24年4月27日、第4回新株予約権（2個）行使による増加 116千株

平成24年4月27日、第5回新株予約権（2個）行使による増加 116千株

平成24年5月21日、第5回新株予約権（1個）行使による増加 60千株

平成24年12月27日、第三者割当増資による増加 254千株

平成24年12月27日、第9回新株予約権（10個）行使による増加 15千株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当連結会計年度末 (千株)
普通株式	0	-	-	0

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社	第4回から第8回 新株予約権（行使価額修正 条項付新株予約権） （注）2	普通株式	671,490	-	671,490	-	-
	第9回新株予約権（注）2	普通株式	-	973,500	15,000	958,500	3,386
	ストック・オプションとし ての新株予約権（注）1	-	-	-	-	-	-
合計			671,490	973,500	686,490	958,500	3,386

(注) 1 上記の新株予約権の目的となる株式の種類及び新株予約権の目的となる株式の数については、（ストック・オプション等関係）に記載しております。

2 新株予約権の目的となる株式の数の変動事由の概要

第4回から第8回新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権）の減少は、権利行使及び消却によるものであります。

第9回新株予約権の増加は、発行によるものであります。

第9回新株予約権の減少は、権利行使によるものであります。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成25年1月1日至平成25年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当連結会計年度末 (千株)
普通株式	6,008	2,160	-	8,169

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

第2回新株予約権(177個)行使による増加 29千株

第3回新株予約権(40個)行使による増加 4千株

第9回新株予約権(639個)行使による増加 958千株

第10回新株予約権(274個)行使による増加 274千株

第11回新株予約権(895個)行使による増加 895千株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当連結会計年度末 (千株)
普通株式	0	0	-	0

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社	第9回新株予約権(注)2	普通株式	958,500		958,500	-	-
	第10回新株予約権(注)2	普通株式	-	274,000	274,000	-	-
	第11回新株予約権(注)2	普通株式	-	1,400,000	895,000	505,000	11,187
	ストック・オプションとし ての新株予約権(注)1	-	-	-	-	-	-
合計			958,500	1,674,000	2,127,500	505,000	11,187

(注)1 上記の新株予約権の目的となる株式の種類及び新株予約権の目的となる株式の数については、(ストック・オプション等関係)に記載しております。

2 新株予約権の目的となる株式の数の変動事由の概要

第9回新株予約権の減少は、権利行使によるものであります。

第10回新株予約権ならびに第11回新株予約権の増加は、発行によるものであります。

第10回新株予約権ならびに第11回新株予約権の減少は、権利行使によるものであります。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
現金及び預金	239,525千円	2,688,727千円
現金及び現金同等物	239,525千円	2,688,727千円

(リース取引関係)

リース契約1件当たりの金額が少額で、内容の重要性が乏しいリース取引のため注記を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、具体的支出が発生するまでの間は、安全性の高い金融商品等で運用していく方針です。デリバティブは、利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。また、取引先の状況を定期的に確認し、取引先ごとに期日及び残高を確認するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である未払金は、全てが1年以内の支払期日で、その一部には外貨建てのものがあり、為替リスクに晒されています。当社グループでは、支払期日及び残高等を定期的に把握することにより管理しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、債権について、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財政状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、支払期日及び残高等を定期的に管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成24年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	239,525	239,525	-
(2) 売掛金	6,804	6,804	-
資産計	246,330	246,330	-
(1) 未払金	57,956	57,956	-
(2) 未払法人税等	2,146	2,146	-
負債計	60,102	60,102	-

当連結会計年度(平成25年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,688,727	2,688,727	-
(2) 売掛金	9,959	9,959	-
資産計	2,698,687	2,698,687	-
(1) 未払金	50,999	50,999	-
(2) 未払法人税等	19,719	19,719	-
負債計	69,471	69,471	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払金、並びに(2) 未払法人税等

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	239,525	-	-	-
売掛金	6,804	-	-	-
合計	246,330	-	-	-

当連結会計年度（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,688,727	-	-	-
売掛金	9,959	-	-	-
合計	2,698,687	-	-	-

（有価証券関係）

前連結会計年度（平成24年12月31日）

1. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

（自平成24年1月1日至平成24年12月31日）

区分	売却額 （千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
その他	90,808	-	-

（注） その他はフリーフィナンシャルファンドであります。

当連結会計年度（平成25年12月31日）

1. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

当社グループは、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

（退職給付関係）

当社は、退職給付制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自平成24年1月1日至平成24年12月31日)

1 スtock・オプションによる前連結会計年度における費用計上額及び科目名

当社は付与日において未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第3回新株予約権
取締役会決議日	平成14年6月5日	平成15年8月26日	平成18年10月23日	平成18年10月23日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社従業員 3名 その他個人 8名	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社従業員 12名 その他個人 15名	当社従業員 30名 その他個人 1名	当社取締役 3名 当社監査役 3名
株式の種類別のストック・オプション数(注)	普通株式 150,000株	普通株式 150,000株	普通株式 48,000株	普通株式 89,000株
付与日	平成14年6月14日	平成15年9月10日	平成18年11月27日	平成18年12月27日
権利確定条件	新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役、従業員、または協力者として取締役会にて承認された者の地位にあることを要します。ただし、取締役会が認める事由のある場合はこの限りではありません。	新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役、従業員、または協力者として取締役会にて承認された者の地位にあることを要します。ただし、取締役会が認める事由のある場合はこの限りではありません。	新株予約権者は、権利行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が認める場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はその限りではありません。また、社外の協力者については、権利行使時においても、当該協力者と当社との間で締結する新株予約権割当契約で取り決める当社との間で協力関係にあると当社が判断する要件を満たしていることを要します。	新株予約権者は、権利行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が認める場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はその限りではありません。また、社外の協力者については、権利行使時においても、当該協力者と当社との間で締結する新株予約権割当契約で取り決める当社との間で協力関係にあると当社が判断する要件を満たしていることを要します。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自平成16年6月8日 至平成24年6月7日	自平成17年8月27日 至平成25年8月25日	自平成20年4月1日 至平成28年3月29日	自平成20年4月1日 至平成28年3月29日

	第3回新株予約権	第3回新株予約権	第3回新株予約権	第3回新株予約権
取締役会決議日	平成19年1月22日	平成18年10月23日	平成19年1月22日	平成19年3月12日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 2名	その他個人 7名	当社従業員 1名	当社取締役 1名 当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプション数(注)	普通株式 9,000株	普通株式 11,000株	普通株式 1,000株	普通株式 5,000株
付与日	平成19年1月23日	平成19年2月22日	平成19年3月1日	平成19年3月16日
権利確定条件	新株予約権者は、権利行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が認める場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はその限りではありません。また、社外の協力者については、権利行使時においても、当該協力者と当社との間で締結する新株予約権割当契約で取り決める当社との間で協力関係にあると当社が判断する要件を満たしていることを要します。	新株予約権者は、権利行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が認める場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はその限りではありません。また、社外の協力者については、権利行使時においても、当該協力者と当社との間で締結する新株予約権割当契約で取り決める当社との間で協力関係にあると当社が判断する要件を満たしていることを要します。	新株予約権者は、権利行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が認める場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はその限りではありません。また、社外の協力者については、権利行使時においても、当該協力者と当社との間で締結する新株予約権割当契約で取り決める当社との間で協力関係にあると当社が判断する要件を満たしていることを要します。	新株予約権者は、権利行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が認める場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はその限りではありません。また、社外の協力者については、権利行使時においても、当該協力者と当社との間で締結する新株予約権割当契約で取り決める当社との間で協力関係にあると当社が判断する要件を満たしていることを要します。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自平成20年4月1日 至平成28年3月29日	自平成20年4月1日 至平成28年3月29日	自平成20年4月1日 至平成28年3月29日	自平成20年4月1日 至平成28年3月29日

(注) 株式数に換算して記載しております。

また、平成21年10月29日に当社普通株式1株につき100株の割合で株式分割しておりますので、上記の株式数は、全て株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

前連結会計年度(平成24年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第3回新株予約権
取締役会決議日	平成14年6月5日	平成15年8月26日	平成18年10月23日	平成18年10月23日
権利確定前(株)				
期首	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後(株)				
期首	188,300	299,103	33,000	89,000
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	188,300	3,300	24,000	10,000
未行使残	-	255,803	9,000	79,000

	第3回新株予約権	第3回新株予約権	第3回新株予約権	第3回新株予約権
取締役会決議日	平成19年1月22日	平成18年10月23日	平成19年1月22日	平成19年3月12日
権利確定前(株)				
期首	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後(株)				
期首	1,000	11,000	1,000	4,500
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	1,000	-	1,000	-
未行使残	-	11,000	-	4,500

- (注) 1 平成21年1月16日、同年3月27日及び同年6月26日付をもって、ストック・オプションの行使価額を下回る払込金額にて第三者割当増資をしております。そのため第1回新株予約権及び第2回新株予約権の株式数は、調整条項の適用により株式数を調整して記載しております。
- 2 平成24年12月27日付をもって、ストック・オプションの行使価額を下回る払込金額にて第三者割当増資及び第9回新株予約権を発行しております。そのため第2回新株予約権の株式数は、調整条項の適用により株式数を調整して記載しております。
- 3 平成21年10月29日に当社普通株式1株につき100株の割合で株式分割しておりますので、上記の株式数は、全て株式分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第3回新株予約権
取締役会決議日	平成14年6月5日	平成15年8月26日	平成18年10月23日	平成18年10月23日
権利行使価格(円)	-	1,069	1,414	1,414
行使時平均株価(円)	-	-	-	-
公正な評価単価(付与日)(円)	-	-	-	-

	第3回新株予約権	第3回新株予約権	第3回新株予約権	第3回新株予約権
取締役会決議日	平成19年1月22日	平成18年10月23日	平成19年1月22日	平成19年3月12日
権利行使価格(円)	-	1,414	-	1,414
行使時平均株価(円)	-	-	-	-
公正な評価単価(付与日)(円)	-	-	-	-

- (注) 1 スtock・オプションの行使価額を下回る払込金額にて平成21年1月16日、同年3月27日及び同年6月26日には第三者割当増資を、平成22年3月15日には公募増資をそれぞれ行っております。そのため上記の権利行使価格は、全て調整条項の適用により価格を調整して記載しております。
- 2 平成24年12月27日には第三者割当増資及び第9回新株予約権発行を行っております。そのため第2回新株予約権の権利行使価格は、全て調整条項の適用により価格を調整して記載しております。
- 3 平成23年11月11日、同年11月21日及び平成24年4月27日に第3回新株予約権の行使価額を下回る価額にて第4回新株予約権を行使しております。そのため第3回新株予約権の権利行使価格は、調整条項の適用により価格を調整して記載しております。
- 4 平成24年4月27日及び同年5月21日に第3回新株予約権の行使価額を下回る価額にて第5回新株予約権を行使しております。そのため第3回新株予約権の権利行使価格は、調整条項の適用により価格を調整して記載しております。
- 5 平成24年12月27日に第3回新株予約権の行使価額を下回る価額にて第9回新株予約権を行使しております。そのため第3回新株予約権の権利行使価格は、調整条項の適用により価格を調整して記載しております。但し、第3回新株予約権及び第3回新株予約権につきましては、平成24年12月19日にすべての新株予約権を消却しておりますので、価格の調整は行っておりません。
- 6 平成21年10月29日に当社普通株式1株につき100株の割合で株式分割しておりますので、上記の権利行使価格は、全て株式分割後の価格に換算して記載しております。
- 7 スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法
当連結会計年度において新たに付与されたストック・オプション及び当事業年度の条件変更により公正な評価単価が変更されたストック・オプションはないため、該当事項はありません。
- 8 当連結会計年度末における本源的価値の合計額
- 千円

当連結会計年度(自平成25年1月1日至平成25年12月31日)

1 ストック・オプションによる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

当社は付与日において未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第3回新株予約権	第3回新株予約権
取締役会決議日	平成15年8月26日	平成18年10月23日	平成18年10月23日	平成18年10月23日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社従業員 12名 その他個人 15名	当社従業員 30名 その他個人 1名	当社取締役 3名 当社監査役 3名	その他個人 7名
株式の種類別のストック・オプション数(注)	普通株式 150,000株	普通株式 48,000株	普通株式 89,000株	普通株式 11,000株
付与日	平成15年9月10日	平成18年11月27日	平成18年12月27日	平成19年2月22日
権利確定条件	新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役、従業員、または協力者として取締役会にて承認された者の地位にあることを要します。ただし、取締役会が認める事由のある場合はこの限りではありません。	新株予約権者は、権利行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が認める場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はその限りではありません。また、社外の協力者については、権利行使時においても、当該協力者と当社との間で締結する新株予約権割当契約で取り決める当社との間で協力関係にあると当社が判断する要件を満たしていることを要します。	新株予約権者は、権利行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が認める場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はその限りではありません。また、社外の協力者については、権利行使時においても、当該協力者と当社との間で締結する新株予約権割当契約で取り決める当社との間で協力関係にあると当社が判断する要件を満たしていることを要します。	新株予約権者は、権利行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が認める場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はその限りではありません。また、社外の協力者については、権利行使時においても、当該協力者と当社との間で締結する新株予約権割当契約で取り決める当社との間で協力関係にあると当社が判断する要件を満たしていることを要します。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自平成17年8月27日 至平成25年8月25日	自平成20年4月1日 至平成28年3月29日	自平成20年4月1日 至平成28年3月29日	自平成20年4月1日 至平成28年3月29日

	第3回新株予約権
取締役会決議日	平成19年3月12日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプション数(注)	普通株式 5,000株
付与日	平成19年3月16日
権利確定条件	新株予約権者は、権利行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が認める場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はその限りではありません。また、社外の協力者については、権利行使時においても、当該協力者と当社との間で締結する新株予約権割当契約で取り決める当社との間で協力関係にあると当社が判断する要件を満たしていることを要します。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	自平成20年4月1日 至平成28年3月29日

(注) 株式数に換算して記載しております。

また、平成21年10月29日に当社普通株式1株につき100株の割合で株式分割しておりますので、上記の株式数は、全て株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成25年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第3回新株予約権	第3回新株予約権
取締役会決議日	平成15年8月26日	平成18年10月23日	平成18年10月23日	平成18年10月23日
権利確定前(株)				
期首	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後(株)				
期首	255,803	9,000	79,000	11,000
権利確定	-	-	-	-
権利行使	59,523	3,000	-	1,000
失効	196,550	-	-	-
未行使残	-	6,000	79,000	10,000

	第3回新株予約権
取締役会決議日	平成19年3月12日
権利確定前(株)	
期首	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後(株)	
期首	4,500
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	4,500

- (注) 1 平成21年1月16日、同年3月27日及び同年6月26日付をもって、ストック・オプションの行使価額を下回る払込金額にて第三者割当増資をしております。そのため第1回新株予約権及び第2回新株予約権の株式数は、調整条項の適用により株式数を調整して記載しております。
- 2 平成24年12月27日付をもって、ストック・オプションの行使価額を下回る払込金額にて第三者割当増資及び第9回新株予約権を発行しております。そのため第2回新株予約権の株式数は、調整条項の適用により株式数を調整して記載しております。
- 3 平成21年10月29日に当社普通株式1株につき100株の割合で株式分割しておりますので、上記の株式数は、全て株式分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第3回新株予約権	第3回新株予約権
取締役会決議日	平成15年8月26日	平成18年10月23日	平成18年10月23日	平成18年10月23日
権利行使価格(円)	1,069	1,316	1,316	1,316
行使時平均株価(円)	1,069	1,316	1,316	1,316
公正な評価単価(付与日)(円)	-	-	-	-

	第3回新株予約権
取締役会決議日	平成19年3月12日
権利行使価格(円)	1,316
行使時平均株価(円)	1,316
公正な評価単価(付与日)(円)	-

- (注) 1 スtock・オプションの行使価額を下回る払込金額にて平成21年1月16日、同年3月27日及び同年6月26日には第三者割当増資を、平成22年3月15日には公募増資をそれぞれ行っております。そのため上記の権利行使価格は、全て調整条項の適用により価格を調整して記載しております。
- 2 平成24年12月27日には第三者割当増資及び第9回新株予約権発行を行っております。そのため第2回新株予約権の権利行使価格は、全て調整条項の適用により価格を調整して記載しております。
- 3 平成23年11月11日、同年11月21日及び平成24年4月27日に第3回新株予約権の行使価額を下回る価額にて第4回新株予約権を行使しております。そのため第3回新株予約権の権利行使価格は、調整条項の適用により価格を調整して記載しております。
- 4 平成24年4月27日及び同年5月21日に第3回新株予約権の行使価額を下回る価額にて第5回新株予約権を行使しております。そのため第3回新株予約権の権利行使価格は、調整条項の適用により価格を調整して記載しております。
- 5 平成24年12月27日から平成25年2月1日の間に第3回新株予約権の行使価額を下回る価額にて第9回新株予約権を行使しております。そのため第3回新株予約権の権利行使価格は、調整条項の適用により価格を調整して記載しております。
- 6 平成21年10月29日に当社普通株式1株につき100株の割合で株式分割しておりますので、上記の権利行使価格は、全て株式分割後の価格に換算して記載しております。
- 7 スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法
当連結会計年度において新たに付与されたストック・オプション及び当事業年度の条件変更により公正な評価単価が変更されたストック・オプションはないため、該当事項はありません。
- 8 当連結会計年度末における本源的価値の合計額
- 千円

(資産除去債務関係)

1 当該資産除去債務の概要

本社及び富岡事業所の賃貸借契約に伴う原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

2 当該資産除去債務の金額の算定方法

前連結会計年度(平成24年12月31日)

使用見込期間を下記のように見積もっております。

旧本社	28年
本社	10年
富岡事業所	4年

当連結会計年度(平成25年12月31日)

使用見込期間を下記のように見積もっております。

旧本社	28年
本社	10年
富岡事業所	4年

3 当該資産除去債務の総額の増減

前連結会計年度(平成24年12月31日)

期首時点において、敷金の回収が最終的に見込めないと算定した金額は29,624千円であり、当連結会計年度末における金額は、新たな賃貸借契約締結に伴う増加額7,120千円と、その他の減少額14,207千円を調整した22,537千円であります。

当連結会計年度(平成25年12月31日)

期首時点において、敷金の回収が最終的に見込めないと算定した金額は22,537千円であり、当連結会計年度末における金額は、時の経過に伴う減少額1,389千円を調整した21,148千円であります。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、事業領域の核を「再生医療」として、国内・海外で再生医療支援事業、細胞シート再生医療事業の活動を展開していることから、「再生医療支援事業」及び「細胞シート再生医療事業」の2つを報告セグメントとしております。

「再生医療支援事業」では、温度応答性細胞培養器材等の研究開発・製造・販売を中心に行っており、「細胞シート再生医療事業」では、現在、細胞シート再生医療医薬品の研究開発を中心に行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント(注)1			調整額 (注)2,3, 4,5,6	連結財務諸 表計上額 (注)7
	再生医療支援 事業	細胞シート再 生医療事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	75,155	-	75,155	-	75,155
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	75,155	-	75,155	-	75,155
セグメント損失()	15,930	517,772	533,702	312,563	846,266
セグメント資産	24,394	97,074	121,469	252,781	374,250
セグメント負債	1,928	221,809	223,737	55,689	279,427
その他の項目					
減価償却費	677	1,659	2,336	3,427	5,763
減損損失	-	-	-	9,770	9,770

(注)1 再生医療支援事業は既に製品を販売して売上高を計上しておりますが、細胞シート再生医療事業は現在、事業化準備段階にありますので、売上高計上には至っておりません。

2 セグメント損失()の調整額 312,563千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に親会社本社の管理部門に係る費用であります。

3 セグメント資産の調整額252,781千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に親会社での余資運用資金及び管理部門に係る資産であります。

4 セグメント負債の調整額55,689千円は、各報告セグメントに配分していない全社負債であります。全社負債は、主に親会社での未払金、賞与引当金及び未払法人税などであります。

5 減価償却費の調整額3,427千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に対するものであります。

6 減損損失の調整額9,770千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に対するものであります。

7 セグメント損失()は、連結損益計算書の営業損失()と調整を行っております。

当連結会計年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1,2, 3,4	連結財務諸 表計上額 (注)5
	再生医療支援 事業	細胞シート再 生医療事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	88,784	16,984	105,769	-	105,769
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	88,784	16,984	-	-	-
セグメント損失()	11,433	300,125	311,559	222,891	534,450
セグメント資産	25,808	515,754	541,562	2,243,064	2,784,627
セグメント負債	1,310	189,533	190,843	57,481	248,324
その他の項目					
減価償却費	674	194	869	520	1,389
減損損失	-	-	-	-	-

(注)1 セグメント損失()の調整額 222,891千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に親会社本社の管理部門に係る費用であります。

2 セグメント資産の調整額2,243,064千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に親会社での余資運用資金及び管理部門に係る資産であります。

3 セグメント負債の調整額57,481千円は、各報告セグメントに配分していない全社負債であります。全社負債は、主に親会社での未払金、及び未払法人税などであります。

4 減価償却費の調整額520千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に対するものであります。

5 セグメント損失()は、連結損益計算書の営業損失()と調整を行っております。

〔関連情報〕

前連結会計年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	欧州	その他	合計
65,840	9,314	-	75,155

(注) 1 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

2 各区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

欧州・・・デンマーク

3 売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(2) 有形固定資産

当連結会計年度において、有形固定資産については、回収可能価額を零として帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上したため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
(学)東京女子医科大学	28,514	再生医療支援事業
フナコシ(株)	22,212	再生医療支援事業
和光純薬工業(株)	13,487	再生医療支援事業
Thermo Fisher Scientific Inc	9,314	再生医療支援事業

当連結会計年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位:千円)

日本	欧州	その他	合計
70,860	34,908	-	105,769

(注) 1 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

2 各区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

欧州・・・デンマーク、ギリシャ

3 売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(2) 有形固定資産

該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
(学)東京女子医科大学	28,143	再生医療支援事業
フナコシ(株)	26,502	再生医療支援事業
Thermo Fisher Scientific Inc	17,924	再生医療支援事業
Genesis Pharma Ltd.	16,984	細胞シート再生医療事業

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前連結会計年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)		当連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	
1株当たり純資産額	15円22銭	1株当たり純資産額	309円70銭
1株当たり当期純損失金額()	161円78銭	1株当たり当期純損失金額()	81円75銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

	前連結会計年度末 (平成24年12月31日)	当連結会計年度末 (平成25年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	94,823	2,536,302
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	3,386	6,312
(うち新株予約権)(千円)	(3,386)	(6,312)
普通株式に係る純資産額(千円)	91,436	2,529,989
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	6,008	8,169

2 1株当たり当期純損失金額

	前連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
当期純損失()(千円)	913,296	584,588
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失()(千円)	913,296	584,588
普通株式の期中平均株式数(千株)	5,645	7,150
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類(新株予約権の数3,034個)	新株予約権3種類(新株予約権の数2,683個)

(重要な後発事象)

(第11回新株予約権の権利行使)

当社が平成25年9月2日に発行した第11回新株予約権につき、平成26年1月30日から平成26年1月31日までの間に、以下のとおり、残存する新株予約権がすべて行使されました。

(1) 新株予約権の行使の概要

新株予約権の名称

株式会社セルシード第11回新株予約権

行使価格

1株あたり1,701円

行使新株予約権個数

505個

行使者

UBS AG ロンドン支店

交付株式数

505,000株

行使価額総額

859,005,000円

(2) 当該新株予約権行使による発行済株式数及び資金

増加する発行済株式数

505,000株

増加する資本金の額

432,658,750円

(2) 第13期事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)の業績の概要

平成26年2月14日開催の取締役会で承認し、公表された第13期事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)に係る財務諸表は以下のとおりであります。金額については、千円未満を切捨てて表示しております。

ただし、この財務諸表は「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成したものではありません。

なお、この財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領していません。

個別財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	200,363	2,213,935
売掛金	6,804	9,959
商品及び製品	8,798	7,913
仕掛品	7,754	6,885
原材料	376	388
前渡金	20,428	1,000
前払費用	6,550	19,084
その他	19,966	9,334
流動資産合計	271,043	2,268,501
固定資産		
有形固定資産		
建物	20,101	5,018
機械及び装置	32,693	32,693
工具、器具及び備品	37,565	37,565
減価償却累計額	90,360	75,276
有形固定資産合計	-	-
投資その他の資産		
関係会社株式	245,561	245,561
関係会社出資金	189,928	189,928
その他	41,111	36,379
投資その他の資産合計	476,603	471,870
固定資産合計	476,603	471,870
資産合計	747,647	2,740,371
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,543	867
短期借入金	114,710	-
未払金	1,272,333	1,172,932
未払費用	4,141	9,315
未払法人税等	1,965	18,544
前受金	132,449	128,110
預り金	5,514	6,200
賞与引当金	14,895	-
流動負債合計	547,552	235,971

(単位:千円)

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
固定負債		
長期前受金	16,984	-
固定負債合計	16,984	-
負債合計	564,537	235,971
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,413,696	4,877,807
資本剰余金		
資本準備金	3,393,696	4,857,807
資本剰余金合計	3,393,696	4,857,807
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	6,627,622	7,237,326
利益剰余金合計	6,627,622	7,237,326
自己株式	47	201
株主資本合計	179,723	2,498,088
新株予約権	3,386	6,312
純資産合計	183,109	2,504,400
負債純資産合計	747,647	2,740,371

(2) 損益計算書

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
売上高	75,155	105,769
売上原価		
商品及び製品期首たな卸高	10,970	8,798
当期商品仕入高	5,119	10,027
当期製品製造原価	34,760	42,568
合計	50,851	61,393
他勘定振替高	1,998	-
商品及び製品期末たな卸高	8,798	7,967
売上原価合計	41,055	53,426
売上総利益	34,100	52,342
販売費及び一般管理費		
研究開発費	2,482,223	2,252,359
その他	3,380,064	3,312,264
販売費及び一般管理費合計	862,288	564,623
営業損失()	828,188	512,280
営業外収益		
受取利息	44	90
有価証券利息	3	-
補助金収入	35,881	32,317
その他	3,076	1,000
営業外収益合計	39,005	33,408
営業外費用		
支払利息	892	1,557
為替差損	33,304	82,956
株式交付費	2,273	8,812
支払手数料	-	35,886
その他	132	-
営業外費用合計	36,602	129,212
経常損失()	825,785	608,084
特別損失		
減損損失	9,770	-
特別退職金	51,034	-
本社移転費用	8,640	-
特別損失合計	69,444	-
税引前当期純損失()	895,230	608,084
法人税、住民税及び事業税	1,620	1,620
法人税等合計	1,620	1,620
当期純損失()	896,850	609,704

〔製造原価明細書〕

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)		当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費	1	4,236	10.7	2,190	
労務費		14,643	36.8	14,580	
経費		20,868	52.5	24,928	
当期総製造費用		39,747	100.0	41,699	
期首仕掛品たな卸高		2,767		7,754	
合計		42,515		49,453	
期末仕掛品たな卸高		7,754		6,885	
当期製品製造原価		34,760		42,568	

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注加工費	7,410	6,602
減価償却費	677	674
地代家賃	7,553	7,522

(原価計算の方法)

当社の原価計算の方法は、材料費・外注加工費については予定原価、労務費・経費については実際原価による組別工程別総合原価計算を採用しております。

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	3,198,225	3,178,225	3,178,225	5,730,771	5,730,771	47	645,631
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）	215,470	215,470	430,941				430,941
当期純損失（ ）				896,850	896,850		896,850
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	215,470	215,470	430,941	896,850	896,850		465,908
当期末残高	3,413,696	3,393,696	3,393,696	6,627,622	6,627,622	47	179,723

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	3,124	648,756
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）		430,941
当期純損失（ ）		896,850
自己株式の取得		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	261	261
当期変動額合計	261	465,646
当期末残高	3,386	183,109

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	3,413,696	3,393,696	3,393,696	6,627,622	6,627,622	47	179,723
当期変動額							
新株の発行(新株予約権の行使)	1,464,111	1,464,111	1,464,111				2,928,223
当期純損失()				609,704	609,704		609,704
自己株式の取得						153	153
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							-
当期変動額合計	1,464,111	1,464,111	1,464,111	609,704	609,704	153	2,318,364
当期末残高	4,877,807	4,857,807	4,857,807	7,237,326	7,237,326	201	2,498,088

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	3,386	183,109
当期変動額		
新株の発行(新株予約権の行使)		2,928,223
当期純損失()		609,704
自己株式の取得		153
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,925	2,925
当期変動額合計	2,925	2,321,290
当期末残高	6,312	2,504,400

(4) 個別財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(1) 商品

先入先出法

(2) 製品、原材料

総平均法

(3) 仕掛品

個別法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法(ただし、建物(附属設備を除く)については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

機械及び装置 12～17年

工具、器具及び備品 2～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(減価償却方法の変更)

当社は、法人税の改正に伴い、当事業年度より、平成25年1月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

この変更による、当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失への影響はありません。

(表示方法の変更)

(貸借対照表関係)

前事業年度まで区分掲記しておりました「未収入金」、「未収消費税」及び「敷金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「流動資産」の「未収入金」に表示していた8,835千円及び「未収消費税」に表示していた11,056千円は「その他」として組み替えております。また、「投資その他の資産」の「敷金」に表示していた22,774千円は「その他」として組み替えております。

(追加情報)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
未払金	233,890千円	24,246千円
短期借入金	114,710千円	-千円

(損益計算書関係)

1 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成24年1月1日 至平成24年12月31日)	当事業年度 (自平成25年1月1日 至平成25年12月31日)
研究開発費及び広告宣伝費等	867千円	-千円
他製品	131千円	-千円

2 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

なお、当社における研究開発費の総額は、前事業年度は482,223千円、当事業年度は252,359千円であります。

	前事業年度 (自平成24年1月1日 至平成24年12月31日)	当事業年度 (自平成25年1月1日 至平成25年12月31日)
給与手当	99,248千円	45,678千円
賞与	6,974千円	14,201千円
委託開発費	213,778千円	135,968千円
消耗品費	22,759千円	23,203千円
減価償却費	1,648千円	194千円

3 その他のうち販売費に属する主要費目及び金額は次のとおりであります。

なお、その他のうち販売費に属する費用のおおよその割合は、前事業年度は3.0%、当事業年度は8.4%であります。また、一般管理費に属する費用のおおよその割合は、前事業年度は97.0%、当事業年度は91.6%であります。

	前事業年度 (自平成24年1月1日 至平成24年12月31日)	当事業年度 (自平成25年1月1日 至平成25年12月31日)
役員報酬	66,495千円	47,220千円
給与手当	64,968千円	33,238千円
賞与	8,271千円	15,323千円
支払報酬	51,238千円	40,914千円
減価償却費	3,427千円	520千円
特許関連費用	56,042千円	63,242千円

- 4 当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。
前事業年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

(1) 減損損失を認識した資産

用途	種類	場所
共用	建物 工具、器具及び備品	本社 東京都新宿区

(2) 減損損失の認識に至った経緯

継続的に営業損失を計上しており、かつ将来キャッシュ・フローの見積もり総額が各資産グループの帳簿価額を下回るため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失の金額

種類	金額（千円）
建物	8,470
機械及び装置	1,300
計	9,770

(4) 資産のグルーピングの方法

事業別セグメントに基づきグルーピングを行っております。

(5) 回収可能価額の算定方法

使用価値により測定しており、回収可能価額を零として評価しております。

当事業年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	0	-	-	0

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	0	0	-	0

(リース取引関係)

リース契約1件当たりの金額が少額で、内容の重要性が乏しいリース取引のため注記を省略しております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

1 当該資産除去債務の概要

本社及び富岡事業所の賃貸借契約に伴う原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

2 当該資産除去債務の金額の算定方法

前事業年度(平成24年12月31日)

使用見込期間を下記のように見積もっております。

旧本社	28年
本社	10年
富岡事業所	4年

当事業年度(平成25年12月31日)

使用見込期間を下記のように見積もっております。

旧本社	27年
本社	9年
富岡事業所	3年

3 当該資産除去債務の総額の増減

前事業年度(平成24年12月31日)

期首時点において、敷金の回収が最終的に見込めないと算定した金額は29,624千円であり、当連結会計年度末における金額は、新たな賃貸借契約締結に伴う増加額7,120千円と、その他の減少額14,207千円を調整した22,537千円であります。

当事業年度(平成25年12月31日)

期首時点において、敷金の回収が最終的に見込めないと算定した金額は22,537千円であり、当連結会計年度末における金額は、時の経過に伴う減少額1,389千円を調整した21,148千円であります。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
1株当たり純資産額 29円91銭 1株当たり当期純損失金額() 158円87銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり純資産額 305円79銭 1株当たり当期純損失金額() 85円27銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

	前事業年度末 (平成24年12月31日)	当事業年度末 (平成25年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	183,109	2,504,400
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	3,386	6,312
(うち新株予約権)(千円)	(3,386)	(6,312)
普通株式に係る純資産額(千円)	179,723	2,498,088
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	6,008	8,169

2 1株当たり当期純損失金額

	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
当期純損失()(千円)	896,850	609,704
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失()(千円)	896,850	609,704
普通株式の期中平均株式数(千株)	5,645	7,150
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類(新株予約権の数3,034個)。	新株予約権3種類(新株予約権の数2,683個)。

(重要な後発事象)

(第11回新株予約権の権利行使)

当社が平成25年9月2日に発行した第11回新株予約権につき、平成26年1月30日から平成26年1月31日までの間に、以下のとおり、残存する新株予約権がすべて行使されました。

(1) 新株予約権の行使の概要

新株予約権の名称

株式会社セルシード第11回新株予約権

行使価格

1株あたり1,701円

行使新株予約権個数

505個

行使者

UBS AG ロンドン支店

交付株式数

505,000株

行使価額総額

859,005,000円

(2) 当該新株予約権行使による発行済株式数及び資金

増加する発行済株式数

505,000株

増加する資本金の額

432,658,750円

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第12期)	自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日	平成25年3月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第13期 第3四半期)	自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日	平成25年11月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月12日

株式会社 セルシード

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芝田 雅也 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐野 明宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社セルシードの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成25年7月1日から平成25年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成25年1月1日から平成25年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社セルシード及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年9月2日に発行した第11回新株予約権につき、平成25年10月1日から平成25年11月12日までの間に権利行使がなされた。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年3月29日

株式会社セルシード
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芝 田 雅 也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 野 明 宏

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セルシードの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セルシード及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は継続的に営業損失を計上しており、当連結会計年度末の手許資金(現金及び現金同等物)は想定される年間必要資金に比して著しく少ない金額となっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が依然存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年12月27日に発行した第9回新株予約権につき、平成25年1月9日から平成25年2月1日までの間に権利行使がなされた。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社セルシードの平成24年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社セルシードが平成24年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成25年3月29日

株式会社セルシード
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芝 田 雅 也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 野 明 宏

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セルシードの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セルシードの平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は継続的に営業損失を計上しており、当事業年度末における手許資金(現金及び現金同等物)は想定される年間必要資金に比して著しく少ない金額となっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が依然存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年12月27日に発行した第9回新株予約権につき、平成25年1月9日から平成25年2月1日までの間に権利行使がなされた。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。